

※ 具体的取組名の前に●と表示しているのは、DV防止計画策定時から引き続き取り組んでいる事業、○と表示しているのは、計画見直しに当たって新たに掲載する事業（既存の事業を含む。）です。

※ 個別の事業は、最も関連が深いと考える具体的施策の具体的取組として掲載し、再掲出する場合は、具体的取組名の後ろに【再掲】と表示しています。

基本目標 1 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

1 教育・啓発の推進

現状と課題

本市では、平成 22 年（2010 年）5 月に策定したDV防止計画に基づき、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるDVの防止に向けた教育・啓発に取り組んでいます。

まず、DVの現状やDV防止法等についての広報・啓発活動として、市の広報紙、ホームページ、広報番組等を活用した広報や、DV防止啓発リーフレットの配布を行っています。

また、毎年、市内の女性団体との共催により、DV防止セミナーを開催しているほか、国が実施している「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年 11 月 12 日～25 日）にあわせて、当該運動のシンボルカラーのパープル色で市内の建物をライトアップするとともに、街頭での啓発チラシの配布、区役所等でのデートDV防止パネル展示等を行っています。

このほか、国・県と合同で実施する人権フェスティバルにおいて、人権講演会の開催やDVに関するパネル展示を行っています。

さらに、近年、非常に深刻な問題となっている、デートDVや将来のDVの防止のためには、若年層に対する教育・啓発が有用であることから、平成 25 年度（2013 年度）から、デートDVの防止・啓発リーフレットを市内の全高校生に配付しています。

こうした広報・啓発活動を行っていますが、平成 26 年度（2014 年度）に実施した「広島市男女共同参画に関するアンケート調査」（以下「市民アンケート」という。）では、過去 5 年間にDVを行った経験のある人は 7.5%と、平成 21 年度（2009 年度）調査の 8.0%と比較し、大きな差はみられない状況です。

このように、現状では市民のDVに関する認識はまだ高いとはいえず、より効果的な啓発方法を検討・推進するとともに、若年層を含めた男女の人権尊重の意識を高める等の教育を一層充実する必要があります。

具体的施策

(1) 広報活動の充実

DVは、配偶者など親密な間柄で起こる暴力で、その背景として、男女間の経済力の差、男女の固定的な性別役割分担意識や男尊女卑の考え方が根底にあるといわれています。多くは家庭内で発生するため、暴力が潜在化しており、被害が深刻化するおそれがあります。DVは、犯罪行為であり、社会的な人権問題としてとらえるよう、様々な広報媒体の活用や各種団体との連携など、市民の意識を変えていくための広報活動を充実します。

- ホームページ、広報紙などによる広報（市民局）
- ポスター、リーフレット、カードの作成・配布（市民局）
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（市民局）
- マスコミや様々なツールを活用した啓発・広報（市民局）
- デートDV防止啓発パネルの展示（市民局）

(2) 研修会、講演会等の開催

市民を対象とした研修会、講演会を開催するとともに、地域の各種会合を活用するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。

- DV防止対策に関する市民向けセミナーの実施（市民局）
- 地域の各種イベントを活用した啓発活動の推進（市民局）

(3) 教育・学習の充実

学校教育、社会教育における男女の人権尊重の意識を高める教育、学習をより一層推進します。

特に、デートDVの防止や将来のDVの防止のためには、若年層に対してこれらの問題について考える機会を提供することが有用であることから、若年層に対する教育・啓発に取り組むとともに、指導する立場にある教職員等へも内容の周知・啓発を図ります。

- 公民館学習会事業（市民局）
- 地域団体等への人権啓発指導員の派遣（市民局）
- デートDV防止に関するリーフレット（高校生・大学生向け）による啓発（市民局）
- 幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実（教育委員会）
- 人権擁護委員等によるデートDV防止に関する中・高校生等を対象とした講座、教職員への啓発等の実施（市民局）
- 男女共同参画啓発冊子（中学生向け）による啓発（市民局）

2 通報や相談窓口に関する情報提供

現状と課題

本市では、市民に対するDV防止・啓発活動にあわせて相談窓口を周知し、早い段階で相談するよう呼び掛けるとともに、被害者の女性が手に取りやすいように、コンビニエンスストア等の女性トイレに相談窓口を掲載した携帯用カードを設置するなどの広報活動を行っています。

また、被害者の早期発見と相談につなげるため、潜在的な被害者を発見しやすい立場にある人権擁護委員、民生委員・児童委員及び福祉事務所などの市の機関や、学校、幼稚園、保育園等の関係機関などとDV相談センターとの連携を推進しています。

なお、DV防止法では、医師などの医療関係者が日常業務で被害者を発見した時は、被害者の意思を尊重するよう努めた上で通報することや、DV相談センター等の利用に関する情報提供を行うように努力義務が定められています。

こうした取組の結果、平成 26 年度（2014 年度）の本市の相談件数は 980 件となり、DV 防止計画策定前の平成 21 年度（2009 年度）の 899 件と比べ増加しています。また、警察への相談については、相談件数が急増しています。

しかし、平成 26 年度（2014 年度）市民意識調査によると、DV の相談窓口を知っている人の割合は 51.6%、DV の被害を受けた後、公的機関に相談した人の割合は 6.3%にとどまっています。

また、「市民アンケート」によると、過去 5 年間に DV を経験した人のうち、「誰にも相談しなかった」と回答した人が 30.2%あり、その理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が 46.2%と最も多く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」（26.9%）、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」（23.1%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」（15.4%）の順になっているほか、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」が 11.5%となっています。

DV の多くは家庭内で発生するため潜在化しやすく、被害者にも DV であるという認識が低い傾向があり、相談件数は増加傾向にあるものの、いまだ相談に至らないことが多いと考えられます。このため、DV は重大な人権侵害であり、早い段階で相談窓口を利用し、様々な支援情報を得ることが解決の第一歩であることをさらに周知することが必要です。

具体的施策

(1) 通報や相談窓口の周知

DV に関する通報や相談窓口を、広く市民に周知します。

- ポスター、リーフレット、カードの作成・配布【再掲】（市民局）

(2) 人権擁護委員、民生委員・児童委員等からの発見・通報の促進

人権擁護委員、民生委員・児童委員等は、地域などで相談を受ける中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、DV 防止法の趣旨に沿って通報が行われるよう周知を図ります。

- 人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連携の推進（市民局、健康福祉局）
- DV 防止法の通報等に関する研修の実施（市民局）

(3) 医療関係者からの発見・通報の促進

医療関係者は、DV 防止法において、日常の業務を行う中で被害者を発見した場合には通報することができることとされていることから、法の趣旨に沿って通報等が行われるよう周知します。

- 医療関係者との連携の推進（市民局、健康福祉局）

(4) 関係機関等からの発見・通報の促進

被害者と接する機会の多い福祉事務所等の市の機関及び学校、幼稚園、保育園等の関係機関の職員に対し、DV 防止法の趣旨に沿って通報等が行われるよう周知します。

- DV 防止法の通報等に関する研修の実施【再掲】（市民局）
- 関係機関等との連携の推進（市民局、健康福祉局、こども未来局、教育委員会）

3 加害者更生に関する取組

現状と課題

被害者は、別れた後も加害者からの暴力に脅えながら生活している者も多く、生活再建の障害となっています。また、加害者も自らの行為をDVと認識していないことが多く、新しいパートナーに対して同様の行為を繰り返していることが見受けられます。

また、「市民アンケート」によると、女性に対する暴力（セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどを含む。）の防止施策として、加害者への罰則強化（47.7%）や再発防止教育（29.7%）を望む声があります。

国では、「第4次男女共同参画基本計画」において、「加害者更正プログラムについて、民間団体も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、そのあり方について検討する」としており、加害者更正プログラムを実施している民間団体等への調査を行う予定です。しかし、この調査は、近い将来の加害者更正のあり方を研究することを目的とするものであり、現状では、有効な指導方法等が確立されていません。

こうした状況を踏まえ、本市では、加害者更正のあり方について検討するため、国や他の地方公共団体での取組等の情報収集に努めるとともに、国や広島県と連携しながら、まずは加害者であることを気付かせるための啓発や、更生に向けた医療機関等の受診に関する広報等の取組を推進していきます。

具体的施策

(1) 加害者更生に関する取組の情報収集及び広報

加害者を更生させるための有効な指導方法については、未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって危険なものになり得ることについても十分留意しながら、国の調査研究の動向を注視するとともに、情報収集や加害者向けの啓発等に取り組みます。

なお、更生に向けての加害者からの相談については、精神保健福祉センターなどの関係機関と連携しながら対応します。

- 国、他の地方公共団体等の取組の情報収集（市民局）
- 女性のためのなんでも相談の実施（市民局）
- 男性のためのなんでも相談の実施【再掲】（市民局）
- 加害者向けの啓発等（市民局）